

衛研発第0314003号
令和7年3月14日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公印省略)

有機化学部任期付研究員の公募について

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、当所有機化学部任期付研究員を公募することになりました。つきましては、御多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に御周知くださるようお願い申し上げます。
謹白

記

1. 職名

有機化学部任期付研究員（厚生労働技官・研究職・任期付（5年・若手育成型））

2. 業務内容

有機化学部においては、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、業務関連物質（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒劇物、食品、添加物、器具、包装容器、食品汚染物質、食中毒検体、家庭用品、室内空気・上水道等に含まれる有害物質等）の有機化学的試験、合成、構造解析、構造活性相関に関する研究を行っている。また、放射性医薬品の有効性、安全性、合成、構造及び組成に関する有機化学的試験及びその他の試験、検査、試験的製造及びこれらに必要な研究を行っている。

今回募集する任期付研究員は、いわゆる健康食品の品質確保に関連する有害物質について、合成および化学的な特性解析等に関する有機化学的試験・研究業務に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学系、化学系、生命科学系等の関連研究領域において博士の学位号取得後、概ね5年以内の者、又は令和7年6月末までに取得見込みの者
- (2) 有機合成化学、有機反応化学、ケミカルバイオロジー等の研究に必要な有機化学的知識・経験及び研究業績を有すること
- (3) 業務関連物質の合成および化学的な特性解析等に関する試験・研究に対しての意欲を有すること
- (4) 研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と協調性を有すること
- (5) 厚生労働省所管の国立研究機関における試験・研究業務の意義と責務を理解し、必要な行政支援活動に対して積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野での打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書（<http://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html> に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに、高等学校卒業以降の学

歴、職歴、教育歴、所属学会、公的委員会、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること

(2) 現在までの研究概要（A4用紙2頁、カラー可）

(3) 研究業績目録（原著論文、総説・解説、単行本、学会発表、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（3編以内、総説・解説も可）

(4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2頁）

(5) 学位記（写し）又は学位授与証明書等、又は大学院博士課程の修了（見込み）証明書

(6) 現在までの競争的研究費の獲得状況

(7) 推薦状（複数可）

(8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類

(9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類

※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること（ステープラーは使用しない）

※(2)～(4)、(6)～(9)は様式自由

※応募書類は返却しません

5. 応募締切日

令和7年4月18日（金）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

(1) 書類審査 令和7年4月下旬（予定）

※応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします

(2) 面接試験 令和7年5月中旬（予定）

※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む

※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和7年7月1日（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること

8. 処遇

(1) 給与は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する

(2) 任期は、令和12年6月30日までである

(3) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である

(4) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「有機化学部任期付研究員 応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係長 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail: katsuya-tomobe@nihs.go.jp

【備考】

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）